

令和7年9月

令和8年度
酒税制度等に関する要望書



全国小売酒販組合中央会
会長 吉田 精孝

《 要 望 項 目 》

特殊性を有する酒類の公正取引等について

- 第一 「酒類の公正な取引に関する基準」の厳格運用を求めます
- 第二 酒類業界の実態を踏まえた「酒類に関する公正な取引のための指針」に基づく適切な調査・指導を求めます

国民の健康に配慮した酒類の取扱い等について

- 第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を求めます
- 第四 完全無人店舗における酒類の販売禁止を求めます
- 第五 酒税法上の酒類に分類されない微アルコール飲料の在り方の再検討を求めます
- 第六 アルコールによる社会的コストの把握と定期的な調査の実施を求めます

酒類小売業免許の見直し等について

- 第七 一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許の整合性の確保を求めます
- 第八 新人口基準・新距離基準の導入を求めます

酒類販売管理研修制度について

- 第九 酒類販売管理研修実施団体の指定の厳格化を求めます
- 第十 酒類販売管理研修未受講者に対する措置を求めます

小売酒販組合の業務拡充と加入義務化等について

- 第十一 小売酒販組合の業務拡充を求めます
- 第十二 酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化を求めます
- 第十三 酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現を求めます

被災酒類に係る酒税還付手続きについて

- 第十四 被災酒類に係る酒税還付手続きの簡素合理化を求めます

消費税インボイス制度における経過措置の延長について

- 第十五 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長を求めます

令和 8 年度 酒税制度等に関する要望書

酒類は、我が国にとって財政上重要な物品であると同時に、致酔性や習慣性を有するなど、社会的配慮を要する特殊物資です。

酒類小売業界においては、酒類小売業免許の規制緩和により、それまで一般酒販店中心であった酒類市場に、大手組織小売業者やドラッグストア等様々な業態が新たに参入し、激しい価格競争や酒類のおとり商品化等、酒類の特殊性を無視した販売が横行しました。その結果、地域を支え、地域社会に貢献してきた酒販店は倒産や廃業等が相次ぎ、大幅にその数を減らしました。

平成28年5月には、議員立法により「改正酒税法・改正酒類業組合法（以下、改正法）」が成立し、「酒類の公正な取引に関する基準（以下、基準）」が定められました。これにより、酒類市場が健全化するものと期待をしておりますが、当該基準の厳格運用なくしては、立法の目的は果たされません。

また、酒類を取り巻く環境は大きく変化しており、小売酒販組合が行う「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」をはじめとした健全な飲酒環境の整備のための自主的な取組、酒類の適正な販売管理の確保のための「酒類販売管理研修」の重要性は一層高まっています。

真の国民利益のために、全国約30,000軒の酒販店からなる酒類小売業の団体として、次のとおり要望いたします。

特殊性を有する酒類の公正取引等について

第一 「酒類の公正な取引に関する基準」の厳格運用を求めます

「酒類の公正な取引に関する基準（以下、基準）」は、その特殊性に鑑み「酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする」としています。

国税庁より公表された令和5事務年度（令和5年7月～令和6年6月）における酒類の取引状況等実態調査により、基準に則していない取引が認められ「指示」に至った者が3件、直ちに指示には至らないが今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるとして「厳重指導」が行われた者が4件公表されました。

また、令和4年3月31日に基準の改正が行われ、基準施行後4年間で実施した564件の調査（うち指示：26件、厳重指導63件）で把握された主な問題点等を踏まえ、リベートの取扱い及び共通費配賦方法の更なる明確化が図られました。これにより生販三層の酒類市場が健全化し、最終的には消費者の利益に資することが期待されますが、酒類業者が基準を遵守するとともに、行政が市場状況を把握し、必要に応じ調査・指導を行うことが実行性の確保には欠かせません。

特に市場に大きな影響を与える取引を行う酒類業者が、他の酒類業者へ与える影響の実態把握と、問題が疑われる者に対する速やかな措置を要望いたします。

さらに、酒類の価格制度の在り方について、当会との意見交換を積極的に図るよう要望いたします。

第二 酒類業界の実態を踏まえた「酒類に関する公正な取引のための指針」に基づく適切な調査・指導を求めます

酒類は、アルコール健康障害、20歳未満の者の飲酒、飲酒運転等を生じさせる可能性があり、その販売にあたっては十分な配慮が必要です。

国税庁は、酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため「酒類に関する公正な取引のための指針（以下、指針）」を公表し、合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱い、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類等について提示しています。

国民の健康と酒類業の健全な発展のため、基準のみならず指針に基づいた酒類に関する公正な取引の在り方の積極的な啓発、指導、調査の実施を要望いたします。

さらに、改正法成立までの経緯に鑑み、当会との積極的な意見交換を行うとともに、基準及び指針の運用を注視していただくよう要望いたします。

国民の健康に配慮した酒類の取扱い等について

第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を求めます

世界保健機関（WHO）は、平成22年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の中で、国の行動として取りうる政策の選択肢と介入策として「価格設定方針」を掲げるなど、酒類の価格問題に対し、国がリーダーシップを図り必要な対策を講じることを求めています。

我が国においては、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月1日施行）に基づき設置されたアルコール健康障害対策関係者会議において、自治体、医療、教育等様々な観点からアルコール健康障害対策についての議論がなされているほか、令和6年2月には、厚生労働省において、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図り、国民それぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するため「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が策定・公表されました。酒類と健康についての議論が活発化していますが、価格施策については十分な検討がなされているとは言えません。

令和3年3月26日に閣議決定されたアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）において「酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」とされているだけでなく、「最低価格を設定する施策および割引制限は、アルコールによる健康被害が最も大きい人々において、アルコール飲料の消費を抑制し、健康被害や医療費を低減する」とする研究結果*もあり、酒類の価格を設定する施策がアルコールによる健康被害を抑制する可能性について、さらに議論されるべきです。

世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の一層の推進を要望いたします。

* Lancet. 2010 Apr 17

第四 完全無人店舗における酒類の販売禁止を求めます

酒類については、その特殊性から対面販売が原則とされ、自動販売機のための酒類小売業免許も廃止されています。

他方、近年は様々な分野でAI等のデジタル技術が活用され、人手不足を解決する有効な手段として期待が寄せられています。

また、小売業においても、店舗全体を無人化するなど、オペレーションの省人化・省力化が加速しています。

酒類の適正な販売管理の確保の観点から、省人化・省力化の手段、消費者の利便性だけを追求した店舗の無人化や人を介さない酒類の販売が「時代」というだけで無秩序に広がることを懸念しています。

今後も、酒類の特殊性を鑑み対面を原則とした販売方法を堅持し、デジタル技術を活用した年齢確認を実施する場合には、そのシステム等が高い精度であること、セルフレジを導入する場合においても店舗内に従業員を配置し、いつでも人が対応できる状態とすることは、国民の健康、安心、安全を守る観点からも非常に重要です。

酒類の販売に際しては、年齢確認が確実に実施されることはもちろん、飲酒運転、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、アルコール依存症患者や泥酔者への酒類販売防止等の社会的要請に応える必要から、完全無人店舗における酒類の販売禁止を要望いたします。

第五 酒税法上の酒類に分類されない微アルコール飲料の在り方の再検討を求めます

酒税法ではアルコール分１％以上の飲料を「酒類」と定義しています。いわゆるノンアルコール飲料は、アルコール０．００％の商品が多数を占めますが、最近では１％未満のアルコールを含む微アルコール飲料も販売され、商品数の増加や業務用での展開もはじまっています。

微アルコール飲料は、現行法では「酒類」には定義されないものの、体質や飲む量により「酔い」を生じさせる可能性があり、酒気帯び運転の発生の懸念や２０歳未満の者の飲酒への入り口になることも危惧されます。

微アルコール飲料の在り方・取扱いについて速やかに再検討いただくよう要望いたします。

第六 アルコールによる社会的コストの把握と定期的な調査の実施を求めます

平成20年に厚生労働省科学研究班*が行った調査によると、酒類の飲み過ぎによる社会的コストは年間約4兆1483億円とされ、内訳として、肝臓病・脳卒中・がんなど飲み過ぎによる病気やけがの治療に約1兆226億円、病気や死亡による労働損失と、生産性の低下などの雇用損失を合わせて約3兆974億円、自動車事故・犯罪・社会保障などに約283億円と推計されています。

この調査結果は、小売酒販組合が行う酒類販売管理研修でも引用されるなど、酒類の一面を知るデータとして活用されています。

酒類販売管理者への周知やアルコール健康障害対策等を検討・実施する上で、基礎データとなるアルコールによる社会的コストを把握する意義は大きく、国の予算において当該調査を定期的の実施していただくよう要望いたします。

※ アルコールによる社会的コストの推計（尾崎米厚 厚生労働省科学研究, 2012）

酒類小売業免許の見直し等について

第七 一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許の整合性の確保を求めます

一般酒類小売業免許は対面販売を原則としており、酒類の販売に際しては、身分証明書による年齢確認の実施が求められています。これに違反し、20歳未満の者に酒類を販売または供与した場合は50万円以下の罰金刑に処せられ、酒類小売業免許の取消事由となります。

インターネット等による酒類の通信販売では、年齢確認欄及び20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている旨の注意喚起の表示が義務付けられていますが、身分証明書の添付等の義務付けはなく、年齢確認が十分に行われているとは言い難い状況です。

年齢確認のみならず、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止等の観点からも、酒類の特殊性を踏まえた社会的責任に応え得ない現行の通信販売酒類小売業免許制度について、一般酒類小売業免許との整合性の確保がなされるよう改善を要望いたします。

また、20歳未満の者に酒類を販売または供与した者に対する行政指導の状況や件数を公表するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する取組を推進していただくよう要望いたします。

第八 新人口基準・新距離基準の導入を求めます

我が国の酒類小売業免許制度は、規制緩和の結果、実質的に自由化されています。いつでも、どこでも気軽に酒類を購入することができる現状は、酒類の購入アクセスの容易化を過剰に進め、20歳未満の者の飲酒、飲酒運転、アルコール健康障害等、アルコールに起因する諸問題の一因となっています。

① 新人口基準の導入を求めます

酒類は社会的管理が必要な物品であり、販売場過多の現状を修正する必要性から、新規免許申請に対しては、地域人口や既存の酒類販売場数等の事情を勘案し、所轄税務署長の判断等により適正に配置されるよう要望いたします。

② 新距離基準の導入を求めます

酒類小売業免許を新規に付与する際には、諸外国の制度等を参考とし、学校、図書館、病院等から一定の距離を設け、適正に配置されるよう要望いたします。

酒類販売管理研修制度について

第九 酒類販売管理研修実施団体の指定の厳格化を求めます

平成29年6月より受講が義務化された酒類販売管理研修については、国税庁・国税局・税務署より指定を受けた小売酒販組合等が開催をしていますが、一定の要件を満たす法人や団体であれば、酒類販売管理研修実施団体の指定を受けることができる状況です。

指定に際しては、適切に酒類販売管理研修を開催できる法人、団体であることはもちろん、指定後においても酒類販売管理研修実施団体が行う研修内容、開催状況等を定期的を確認し、問題がある場合には是正を求めるなど、酒類販売管理研修の重要性を鑑みた厳正な対応を要望いたします。

また、酒類販売管理研修の講師の質の向上についても、その方法等を検討していただくよう要望いたします。

第十 酒類販売管理研修未受講者に対する措置を求めます

平成29年6月に改正法が施行され、酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

国税庁・国税局・税務署指定の酒類販売管理研修実施団体となっている小売酒販組合では、酒類小売販売場に選任する必要がある酒類販売管理者のための「酒類販売管理研修」の定期的な開催に努めています。

受講が義務化され、酒類販売管理研修の受講率は大きく改善しましたが、未だ受講をしていない者に対しては、酒類の適正な販売管理の確保の観点から、速やかに勧告等の措置を実施していただくよう要望いたします。

小売酒販組合の業務拡充と加入義務化等について

第十一 小売酒販組合の業務拡充を求めます

酒類小売業者には、免許事業者の責務として「酒類の販売数量等報告書」や「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告書」等の各種申告・届出のほか、「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」といった公正取引ルール
の遵守、酒類販売管理研修の定期受講、法定啓発表示の掲示等が義務付けられています。

これらの実施状況を調査、確認するのは主に税務署の酒類指導官になりますが、全国に約154,000場ある酒類小売販売場数に対し酒類指導官が設置されている税務署は全国524署のうち82署であり、十分な人員が確保されているとは言い難い状況です。

小売酒販組合は酒類業組合法に基づき原則、税務署管内ごとに組織され、国の実施する酒税保全措置に対する協力や法定研修である酒類販売管理研修等、行政と酒類小売業者の間に立った様々な活動を行っています。また、大規模災害時における酒税還付や、新型コロナウイルス感染症発生時の酒類販売事業者等を対象とした緊急支援金の申請窓口となるなど、行政事務の一端を担う経験を有しています。

これら小売酒販組合に蓄積された経験や知識の活用により、行政職員の不足を補い、ひいては酒類の販売環境の整備に一層貢献できるものと考えます。酒類行政について、小売酒販組合を活用いただくよう要望いたします。

また、酒類販売管理協力員制度に基づき委嘱される「酒類販売管理協力員」についても小売酒販組合を活用いただくよう要望いたします。

第十二 酒類業組合法改正による小売酒販組合への加入義務化を求めます

小売酒販組合は、それぞれの地域での社会貢献活動のほか、毎年4月に全国で「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を開催するなど、業界団体としての社会的責任を果たしています。

その活動を支えるのは、地域に根差した約30,000軒の組合員ですが、酒類小売業免許の規制緩和以降、酒類小売業者の業態は多様化し、大手組織小売業者、ドラッグストア、量販店等の新規免許者の加入は進んでいない状況です。

国税庁には、当会が要望し、平成26年6月に全会一致で採択された国会請願に基づき、積極的に小売酒販組合の組織率の向上策の検討・実施をしていただくよう要望いたします。

さらに、大幅な規制緩和が行われた酒類小売業界として、すべての酒類小売業者が求められる社会的責務に対応し、ひいては酒類業並びに地域社会の発展に寄与するため、酒類業組合法の改正による小売酒販組合への加入義務化を要望いたします。

第十三 酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付実現を求めます

小売酒販組合は、行政と連携し、酒類業組合法に規定された事業のほか「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」をはじめとする社会貢献活動やアルコール健康障害に対する取組など公益性の高い事業を行っています。

しかし、小売酒販組合の組合員数は、新規加入のための抜本的な解決策が見つからないまま、約30,000軒まで減少し、このままでは、これまで行ってきた事業活動並びに社会貢献活動の継続は困難になります。

酒類業組合法第92条は「国は、酒類業組合等に対し、その事務に必要な使用人の給与、帳簿書類の購入費、事務所の使用料、その他欠くことのできない事務費を補うため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる」としています。

小売酒販組合がこれからも弛むことなく、酒類業組合法で規定された事業並びに社会的責務に対応した社会貢献活動を行っていくため、酒類業組合法第92条に基づく交付金の交付を強く要望いたします。

被災酒類に係る酒税還付手続きについて

第十四 被災酒類に係る酒税還付手続きの簡素合理化を求めます

酒類小売業者が所持する酒類が被災した場合、被災酒類の酒税相当額の還付は、酒類製造業者を通じて行われますが、近年は大規模災害が頻回に発生しており、被災取引先である料飲業者への支援対応をしながら、自らの復旧作業を実施するため、酒類小売業者の事務手続き等が大きな負担となっています。

過去の大規模災害時には「指定酒類製造業者」を通じて迅速に還付を受けることができる措置が講じられましたが、それでもなお手続きが煩雑であり、被災した酒類事業者の酒税相当額の早期還付と事務負担の軽減が求められています。

つきましては、酒税還付に係る手続きを簡素化し、被災場所の所轄税務署長が、その数量等を確認した場合には、当該酒類小売業者に酒税相当額を直接還付することができる措置を講じていただくよう要望いたします。

また、被災者は「被災酒類等確認書交付申請書」を災害のやんだ日から1月以内に被災場所の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受ける必要がありますが、やむを得ない事情がある場合については、申請期限を延長するなど、弾力的な運用を要望いたします。

消費税インボイス制度における経過措置の延長について

第十五 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長を求めます

令和5年10月より実施されているインボイス制度については、経過措置として各種の特例措置が設けられています。酒類小売業者には小規模事業者が多く、当該措置の期限後の事務負担の大幅な増加が懸念されることから、以下の適用期限の延長を要望いたします。

- ① 免税事業者等からの仕入に係る経過措置（令和8年9月までは仕入税額相当額の8割、その後令和11年9月までは5割を仕入税額控除できる）が設けられています。酒類小売業者には小規模事業者も多く、適格請求書発行事業者でないことによる取引排除の最小化の観点からも、令和8年9月までとする8割の仕入税額控除期間の大幅な延長を求めます。
- ② 小規模事業者に係る税額控除に係る経過措置（2割特例）について、令和8年9月までとする期限の延長を求めます。

また、インボイス制度について、政府による理解促進に向けた制度周知を継続して実施していただくよう要望いたします。

【資料集】

「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」(国税庁)に基づく令和3～令和5事務年度における酒類の取引状況等実態調査の概要

①令和3事務年度(令和3年7月～令和4年6月)調査の状況

表1 「基準」に基づき指示・厳重指導をした件数等 【件】

調査対象者の業態等 注	調査件数	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	116	1	4
卸売業者	21	1	2
製造業者	10	0	0
合 計	147	2	6

(注) 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

表2 「指針」に基づき改善を指導した件数 【件】

調査対象者の業態等 注	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リポート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	105	0	1	0
卸売業者	18	2	0	2
製造業者	10	8	0	6
合 計	133	10	1	8

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えている。

②令和4事務年度(令和4年7月～令和5年6月)調査の状況

表1 「基準」に基づき指示・厳重指導をした件数等 【件】

調査対象者の業態等 注	調査件数	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	114	2	4
卸売業者	16	0	0
製造業者	10	0	0
合 計	140	2	4

(注) 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。

表2 「指針」に基づき改善を指示した件数 【件】

調査対象者の業態等 注	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リポート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	105	1	2	0
卸売業者	16	1	0	2
製造業者	8	3	0	4
合 計	129	5	2	6

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えている。

③令和5事務年度(令和5年7月～令和6年6月)調査の状況

表1 「基準」又は「指針」に基づき指示・指導をした件数 【件】

調査対象者の業態等 注	調査件数	指示件数	厳重指導の件数
小売業者	63	3	3
卸売業者	17	0	1
製造業者	8	0	0
合 計	88	3	4

(注) 1 複数の販売場を持つ酒類業者に対し、同時に2販売場以上の調査を行った場合であっても1件と数えている。
2 令和5事務年度においては、照会文書を全国計3,237場に送付している。

表2 「指針」に基づき改善を指導した違反態様別の数 【件】

調査対象者の業態等 注	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リポート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
小売業者	54	1	0	0
卸売業者	15	3	0	1
製造業者	8	5	0	5
合 計	77	9	0	6

(注) 表2では、1回の調査で複数のルール違反があった場合、ルール違反ごとに1と数えているため、表2の違反の総合計数と表1の調査件数の合計数は一致しない。

国税庁令和3～令和5事務年度における酒類の取引状況等実態調査抜粋

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律について

I 酒類の特殊性とその取引の現状について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要がある。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものである。酒類の取引の現状については、以下のとおり。

- ① 公正取引委員会による不当廉売に係る注意件数（平成26年度：982件）のうち、酒類に係るものは635件（約65%）と多い。また、平成18年の「酒類に関する公正な取引のための指針」制定後も、酒類の不当廉売に係る注意件数は依然として増加している。
- ② 酒類販売場等における独禁法違反と思料される取引等に関し、国税庁が公正取引委員会に対して行った一般的な報告件数は、平成26事務年度においてわずか16件であった。他方、公正取引委員会から国税庁に対する報告は、そもそも制度がないことから行われていない。
- ③ 平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行（酒類の製造又は販売を行う事業者は、アルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する）。
- ④ 現在、酒類販売管理研修は、法令上、努力義務にとどまっており、更に、定期的な研修受講は任意である（初回の受講率は約9割、再受講率は約3割）（酒類販売管理者に係る酒類の販売業務に関する法令の知識を最新のものに更新する必要）。

II 法改正の概要及びその効果

一 不当廉売の撲滅等

1 酒類に関する「公正な取引の基準」の法制化

- ① 「公正な取引の基準」についての国税審議会への諮問及び公正取引委員会との協議
- ② 財務大臣による「公正な取引の基準」の制定（財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類製造業者等」という。）の適切な経営努力を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意）、告示
- ③ 基準を遵守しない酒類製造業者等に対する指示
- ④ 指示に従わない酒類製造業者等の公表
- ⑤ 酒類製造業者等が③の指示に従わなかった場合において酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害されるとき等における当該酒類製造業者等に対する命令
- ⑥ ⑤の命令に違反した場合の酒類の製造免許等の取消し、罰則（50万円以下の罰金）
※製造免許等を取り消された日から3年を経過した者については、免許の再申請を可とする。

⑦ おおむね5年ごとに基準について再検討、必要があると認めるときは改正
⇒過度な価格競争の防止等

2 質問検査権の拡充

財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等又は酒類製造業者等の関係事業者（仕入れ先、取引先、持株会社等）を追加
⇒「公正な取引の基準」の実効性の確保

3 財務大臣と公正取引委員会の連携強化

酒類製造業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣との間において双方向の報告制度を設ける。
⇒報告制度の法的な根拠の付与による酒類の取引に関する両機関の権限の効果的な行使

二 未成年者の飲酒防止及びアルコール健康障害の防止等

1 酒類販売管理研修の義務化等

- (1) 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化する。
- ① 酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任すること。
 - ② 財務省令で定める期間ごと（3年）に酒類販売管理研修を受講させること。
- (2) 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
- ① (1)の②を遵守しない酒類小売業者に対する勧告
 - ② ①の勧告に従わない酒類小売業者に対する命令
 - ③ ②の命令に違反した場合の罰則（50万円以下の罰金）
- (3) 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

⇒未成年者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理の確保及びアルコール健康障害の防止に伴うその対策費用の削減

⇒街の酒屋にとっては負担となるが、消費者の利益となる（酒類販売管理者に最新の酒類の販売業務に関する法令（酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、未成年者飲酒禁止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、アルコール健康障害対策基本法等）の知識を習得してもらい、未成年者の飲酒防止等を図ることや、標識の掲示を義務付けて酒類小売業者がきちんと法令を遵守していることを消費者に明示することは、消費者保護に資する）。

三 その他

1 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

酒類の公正な取引に関する基準を定める件

○国税庁告示第2号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号。以下「法」という。）第86条の3第1項の規定に基づき、公正な取引の基準（同項に規定する公正な取引の基準をいう。以下同じ。）を次のように定め、平成29年6月1日以後に酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類業者」という。）が行う酒類の取引に適用することとしたので、同条第3項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第11条の規定に基づき告示する。

平成29年3月31日

（令和4年3月31日改正）

酒類の公正な取引に関する基準

（目的）

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

（公正な取引の基準）

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。
 - （1） 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
 - （2） 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

（売上原価の算定方法）

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあつては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。
- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、第六項

の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。)を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

(費用配賦の方法)

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。）(当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法)により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

(販売価格の算定方法)

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

(指示)

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第2項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第86条の3第4項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第86条の4の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第91条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第94条第3項又は第4項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。
- 11 国税庁長官は、法第86条の3第4項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第2項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

出典：「国税庁ホームページ」

酒類に関する公正な取引のための指針

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

1 合理的な価格の設定

- ① 酒類の価格に関しては、取引基準において、(1)正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること、(2)自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること、のいずれにも該当する行為を行ってはならないこととしている。

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。

- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

2 取引先等の公正な取扱い

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

3 公正な取引条件の設定

大きな販売力を有するスーパーマーケット等が、自己の都合による返品、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー等の負担の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合は、公正な取引条件の設定が妨げられる。製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれ。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ① 市場に影響を与える取引を行っている酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施。
- ② 個別に改善指導等を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施。
- ③ 取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導実績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発。

2 取引基準との関係

取引状況等実態調査を実施した結果、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」に則していないと認められる取引を把握した場合には、改善指導を実施する。

3 独占禁止法違反等への対応

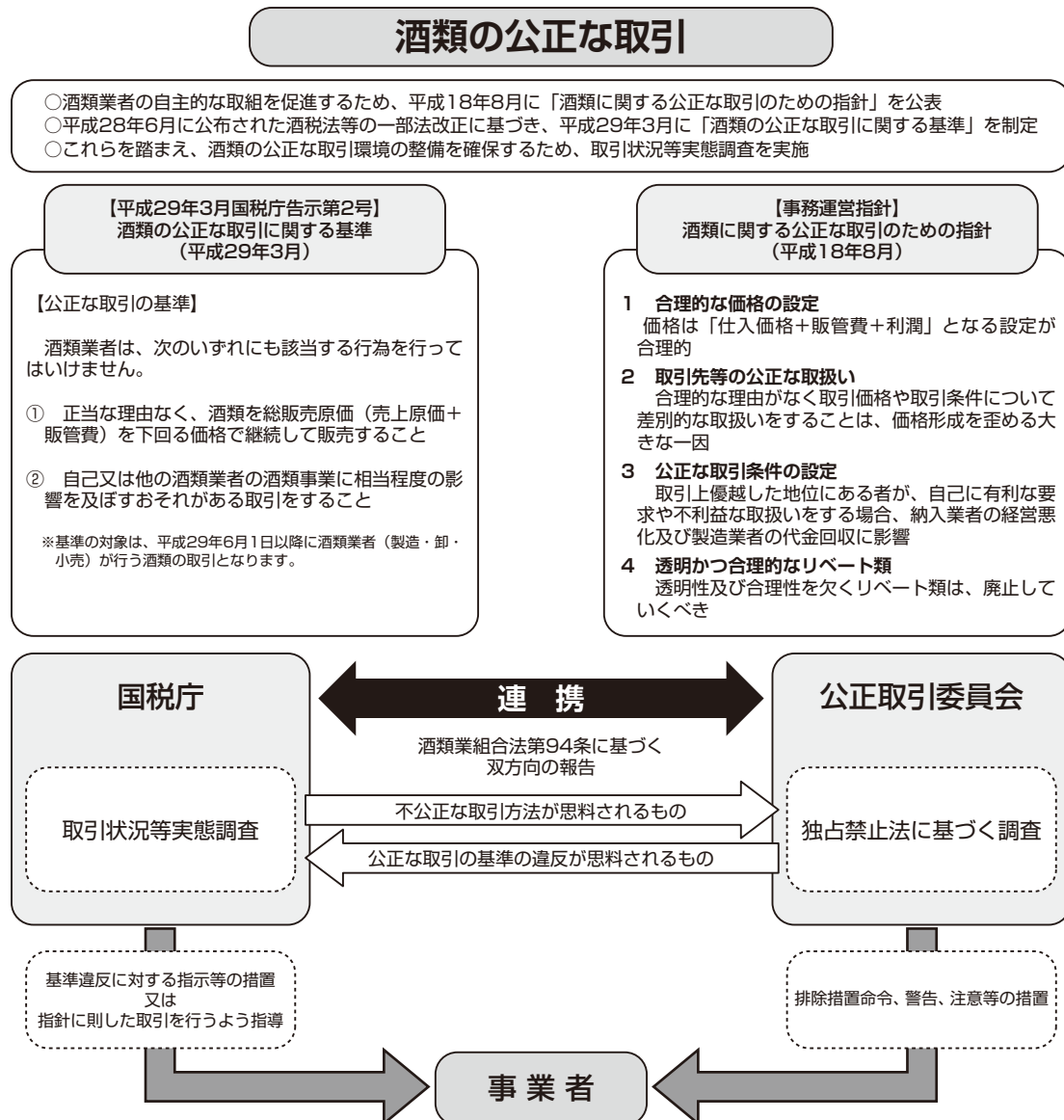
国税局長は、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対し、報告を行い、適当な措置をとるべきことを求める。

4 質問検査権

酒類業者（調査対象者以外の酒類業者を含む。）及びその事業に関して関係のある事業者に対して、必要な事項について報告を求めるなど、適切に対応する。

5 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会との連携強化及び取引状況等実態調査の充実を図る。



出典：「国税庁ホームページ」一部抜粋

健全な飲酒環境の整備を求める請願

1 特殊性を有する酒類の危険な価格競争を収束させるべきです

酒類は致酔性・習慣性を有し、かつ、担税物資である特殊性を有しています。酒類の過度な価格競争は、大量飲酒などの社会的問題を招きます。さらに、清涼飲料水に近い価格の酒類は、未成年者の飲酒問題に繋がり、治安の悪化や深刻な家庭内問題などの要因となります。国は、特殊性を有する酒類の危険な価格競争を終わらせるよう努めてください。

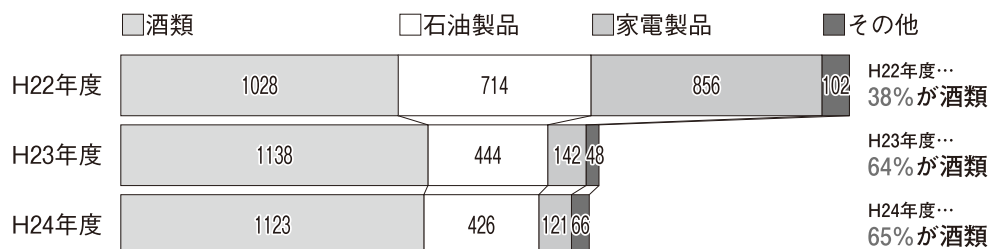
2 小売酒販組合が行う公益活動は、全酒類小売業者が支えるべきです

社会貢献活動や国への協力を行っている「小売酒販組合」は、昔ながらの中小零細酒販店によって、支えられています。公益活動は、全業者によって運営されなければ不公平であり、国は、全酒類小売業者が共に公益活動を行う仕組みづくりをしてください。

3 規制緩和の名目のもと、酒類小売業免許が実質自由化された結果、地域に貢献していた組合員酒販店約71,000が倒産・転廃業、約3,700人が自殺・失踪をしています

街の酒屋は、酒類の特殊性を理解し、飲酒環境整備や販売管理の確保に力を注いできました。また、地域の消費者から頂いた利益を地域に還元すべく行っている公益活動は、何にも増して消費者から信頼を得てきました。国は、地域社会を下支えしてきた、中小零細酒販店を狙い撃ちした規制緩和をあらため、酒類小売業免許の要件強化の検討をしてください。

1 独占禁止法上問題となり得る不当廉売事案において、公正取引委員会が行った是正指導『注意』がダントツなのが酒類です



上記のグラフは、公正取引委員会が不当廉売事案に対して行った小売業者への注意件数です。注意を繰り返し受けていても法律違反を是正しない事業者も多く、一般酒販店の仕入れ値より安い価格で売られていることもあります。

2 小売酒販組合の公益活動は全国各地で展開されています



平成21年の第1回未成年者飲酒防止・全国統一キャンペーンでは、国税庁・警察庁が後援するなか、全国約100ヶ所、約5,000名が参加するなか行なわれました。本年は、内閣府・警察庁・国税庁・厚生労働省・文部科学省からの後援を受け、全国約170ヶ所、約8,200名が参加する盛大なものとなっています。

3 組合員の転廃業・倒産等約71,000、自殺・失踪は約3,700人に及びます (平成10年の酒類小売業免許に係る需給調整規制廃止の閣議決定以降)

転廃業・倒産等					自殺・失踪等								
H10.3.31～ H20.8.31	H20.9.1から H25.6.30まで			合算	H10.3.31から H20.8.31まで			H20.9.1から H25.6.30まで			合算		
転廃業・倒産 休業数	転廃業	倒産 休業	合計		自殺 件数	失踪 など	合計	自殺 件数	失踪 など	合計	自殺 件数	失踪 など	合計
53,997	14,713	2,239	16,952	70,949	152	3,338	3,490	35	145	180	187	3,483	3,670

WHO世界戦略 10分野の政策オプションと介入施策の概要

分野1 リーダーシップ、自覚とコミットメント

国や自治体の包括的な戦略／財源確保／所轄部署の決定／関連省庁の連携／定期報告

分野2 保健医療サービスの対応

家族への支援と治療・自助活動への支援／予防・治療・ケアシステムの強化／ブリーフインタベンションの推進／胎児性アルコール・スペクトラム障害の予防・発見・介入・ケア／うつ・自殺・HIV／AIDS・結核などとの重複障害の予防・治療・ケア戦略・効果的な連携

分野3 地域社会の活動

対策を優先すべき集団（未成年者・若者など）の特定、対策／環境づくり／NGOとのパートナーシップ

分野4 飲酒運転に関する方針と対策

呼気濃度の最低基準値の設定／飲酒検問／違反者の免許停止・取消／インターロックの利用／違反者への強制教育・カウンセリング・治療プログラム／代替交通手段の奨励／効果的なキャンペーン

分野5 アルコールの入手性

小売販売免許／店舗数や場所の制限／営業日と営業時間の制限／飲酒可能法定年齢の引き上げ／未成年の入手を防止する対策／公共の活動や行事での飲酒ルール

分野6 アルコール飲料のマーケティング（広告などの販売促進活動）

内容・量・媒体の規制／スポンサーシップ活動の規制／ソーシャルメディアなど新手法の規制／監視システム

分野7 価格政策

効果的な課税システム／標準価格の定期調査／値引き販売・飲み放題の規制／最低価格の設定

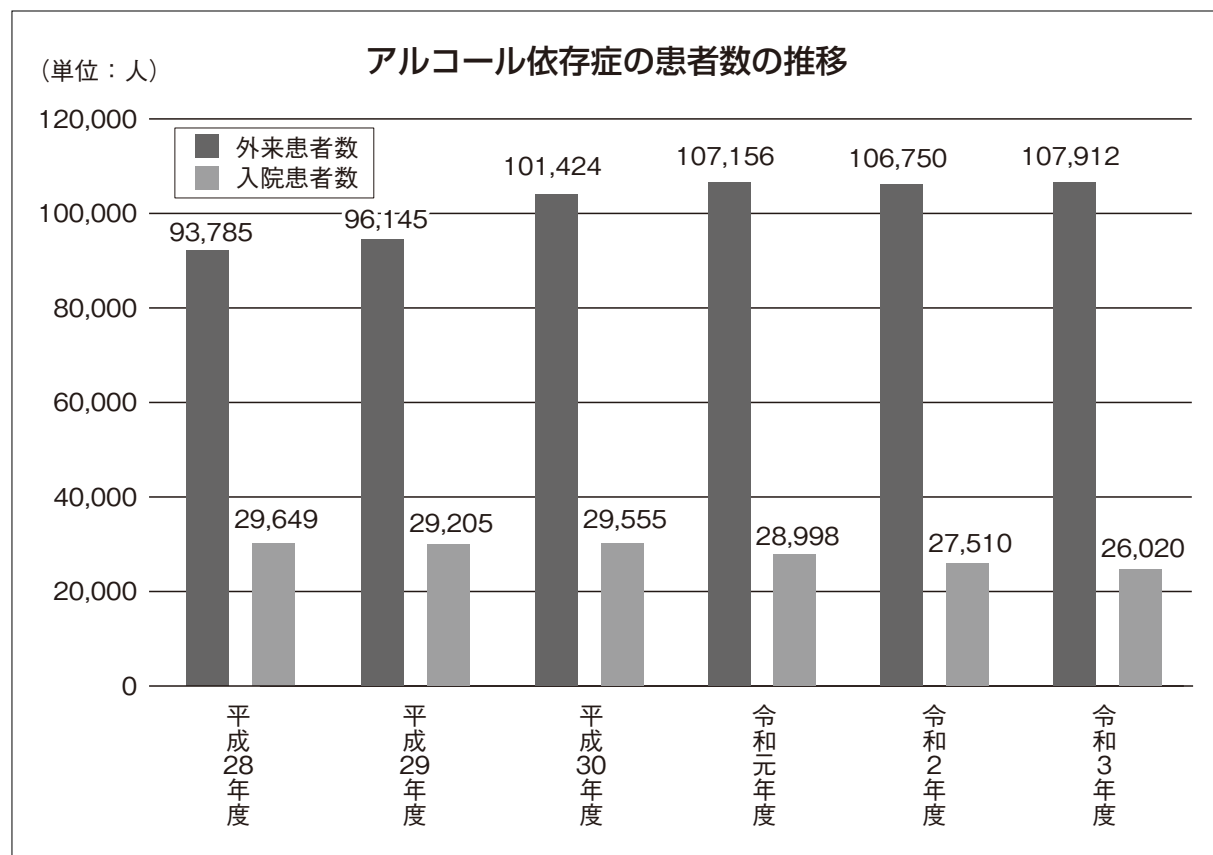
分野8 飲酒や酩酊による悪影響の低減

酩酊者へのアルコールの提供を規制し、酩酊の結果生じた損害に対して提供者に法的責任を課す／酩酊者への対応に関する従業員教育／酩酊者の保護／消費者教育、警告ラベル

分野9 違法または非正規に製造されたアルコールが公衆衛生に与える影響の低減

分野10 観察と監視

アルコール消費と被害について定期的な全国調査を実施／報告書の刊行／収集データの評価



厚生労働省アルコール健康障害対策関係者会議 第30回資料より作成

「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定状況 (●：第1期策定、○：第2期策定)

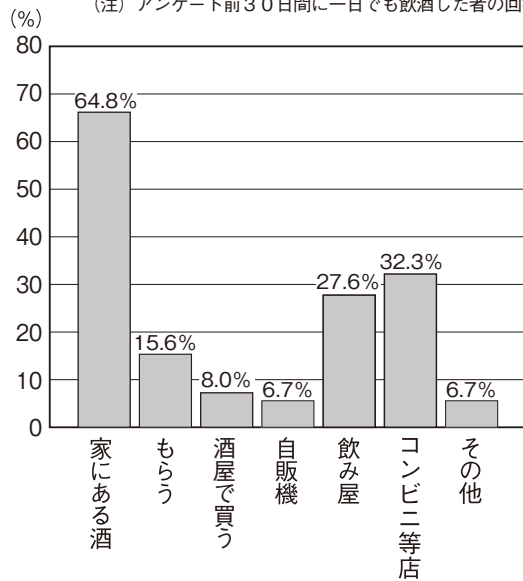
	平成27 年度策定	平成28 年度策定	平成29 年度策定	平成30 年度策定	令和元 年度策定	令和2 年度策定	令和3 年度策定	令和4 年度策定	令和5 年度策定	令和6 年度策定		平成27 年度策定	平成28 年度策定	平成29 年度策定	平成30 年度策定	令和元 年度策定	令和2 年度策定	令和3 年度策定	令和4 年度策定	令和5 年度策定	令和6 年度策定
北海道			●			○					滋賀県			●						○	
青森県				●					○		京都府		●				○				
岩手県			●						○		大阪府			●						○	
宮城県				●					○		兵庫県				●					○	
秋田県				●				○			奈良県				●					○	
山形県				●					○		和歌山県						●				
福島県		●						○			鳥取県	●						○			
茨城県		●							○		島根県			●						○	
栃木県					●				○		岡山県			●					○		
群馬県				●					○		広島県		●							○	
埼玉県			●				○				山口県		●							○	
千葉県				●					○		徳島県		●							○	
東京都				●					○		香川県				●			○			
神奈川県			●					○			愛媛県			●							○
新潟県				●					○		高知県			●						○	
富山県			●					○			福岡県			●				○			
石川県					●				○		佐賀県			●					○		
福井県					●				○		長崎県				●					○	
山梨県				●					○		熊本県				●					○	
長野県			●						○		大分県			●						○	
岐阜県			●						○		宮崎県					●				○	
静岡県			●						○		鹿児島県				●					○	
愛知県		●							○		沖縄県			●					○		
三重県		●					○				合 計	1	6	20	15	4	2	6	7	28	4

厚生労働省アルコール健康障害対策関係者会議 第29回資料及び各都道府県公表資料より作成

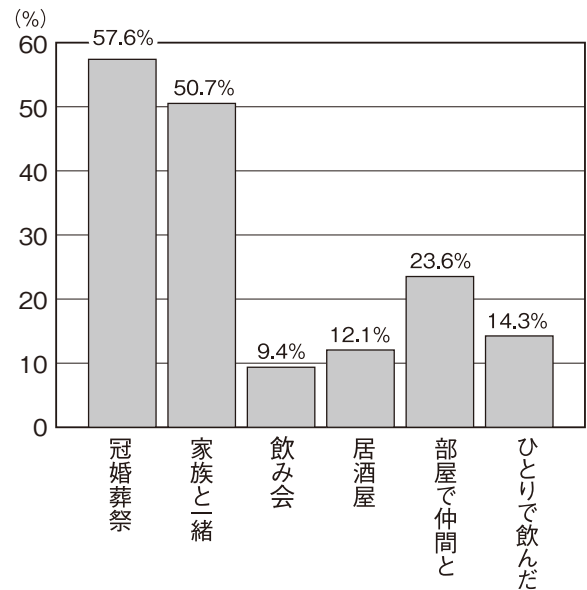
20歳未満の飲酒の実態

1 お酒の主な入手方法（高校3年生、複数回答）

（注）アンケート前30日間に一日でも飲酒した者の回答

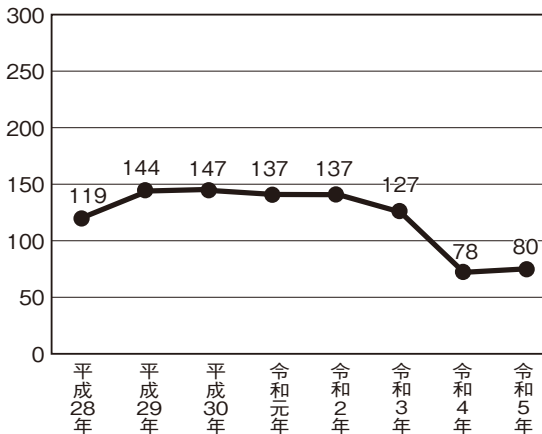


2 飲酒機会（中高生全体）



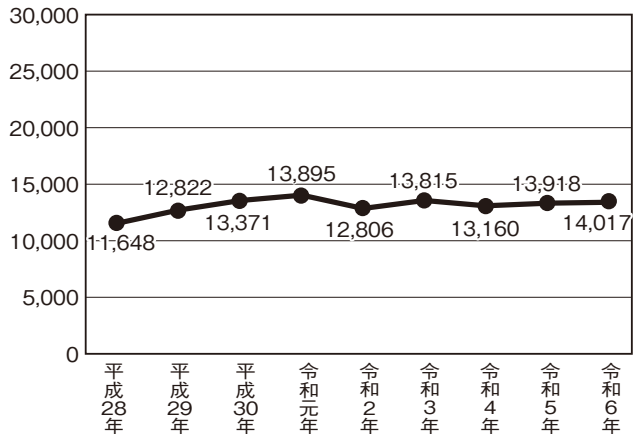
3 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反による検挙人員

〔平成28年～令和5年〕

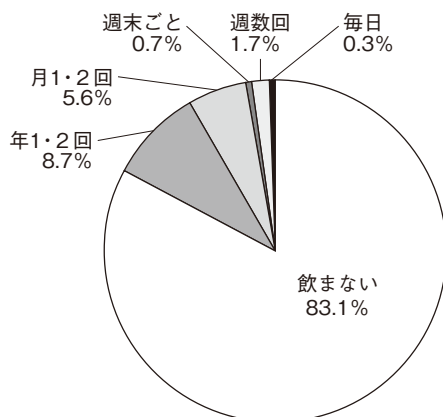


4 飲酒による補導人員

〔平成28年～令和6年〕



5 飲酒頻度（高校3年生）



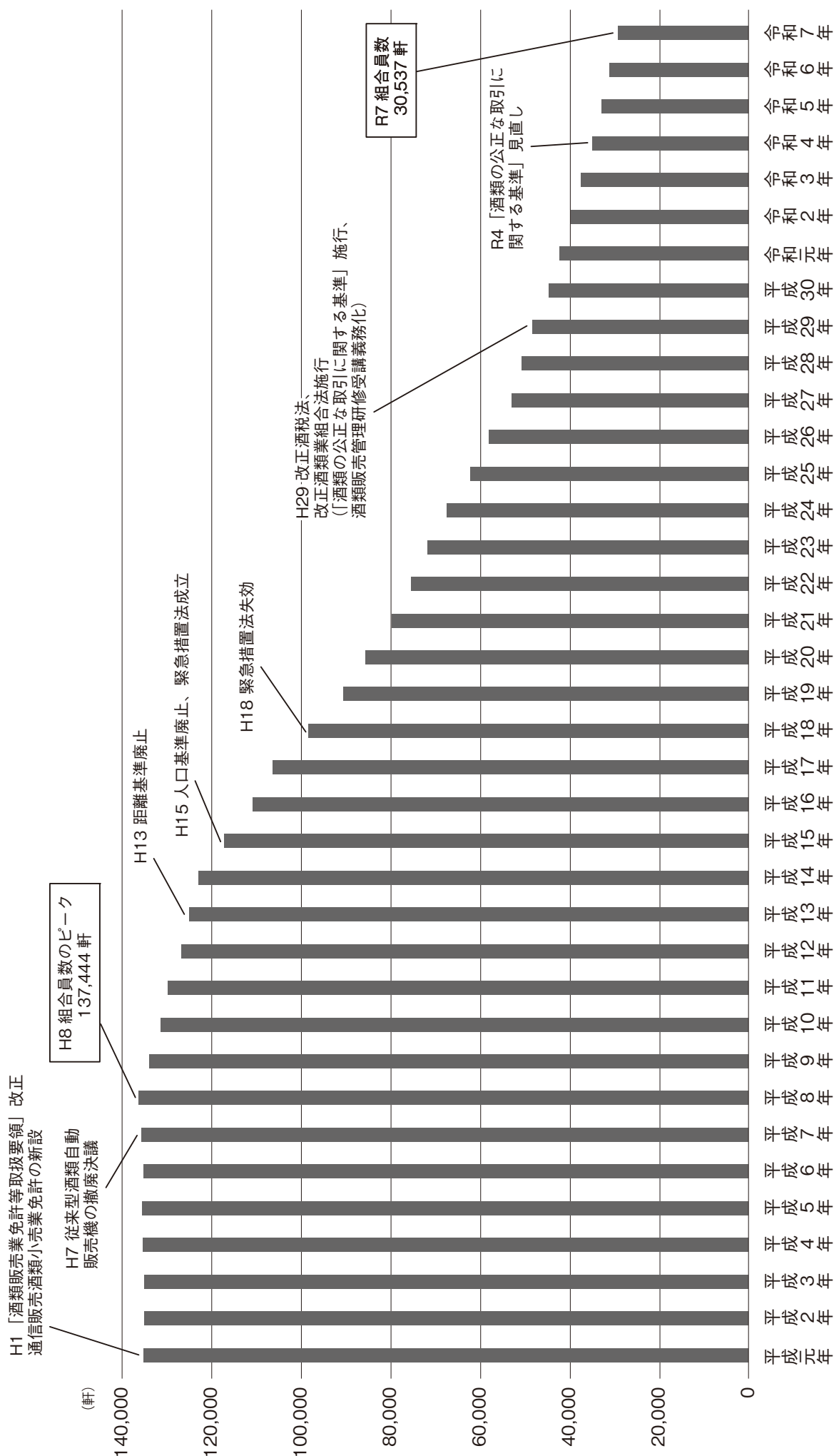
出典：1 及び 5 は、平成29年度「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣対策総合研究事業 研究者代表者 尾崎米厚）

2 は、平成22年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」

3 は、「令和5年中における少年の補導及び保護の概況」（警察庁）

4 は、「令和6年中における少年非行及び子供の性被害の状況」（警察庁）

小売酒販組合員数の推移と主な出来事



全国小売酒販組合中央会